

児童生徒就学援助制度のお知らせ

町では、小・中学校に通学するお子さんの学用品費や給食費など、就学費用の一部を援助する制度を設けています。

《令和3年度分の申請》

●対象 経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者

※審査の結果、該当にならない場合があります。

●提出書類 申請書および令和2年中の世帯の収入（各種手当、年金等を含む）がわかる書類の写し

●提出期限 令和3年2月1日（月）期限厳守

●提出先 現在通学している小・中学校（未就学児は入学予定の小学校）

《令和2年度分の申請》

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、現在経済的に困りの方もいらっしゃると思います。そのような方については、前年の所得ではなく、直近の収入状況などを勘案し該当となる場合がございます。※詳しい内容についてはお問い合わせください。

【問い合わせ】

各学校または教育委員会学校教育係 ☎85-16144

指定管理者募集のお知らせ

町では現在、次の施設の指定管理者を募集しています。

《募集施設》

▼食と農村交流施設

●指定期間 令和3年4月1日（木）～令和6年3月31日（日）の3年間

●募集期間 令和2年12月15日（火）～令和3年1月15日（金）

※募集要項、申請書などは町ホームページおよび農林課窓口に備え付けてあります。※詳しい内容についてはお問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ】

農林課農業振興係 ☎85-16107

令和3年度の放課後児童クラブ(学童保育)利用児童を募集します

- 受付期間 令和3年1月6日（水）～2月5日（金）
 - 対象児童 小学1年生～6年生で保護者等が就労などにより日中家庭にいない児童（令和3年度に入学する児童を含む）
 - 利用料（おやつ代を含む）1～3年生：月額7,000円／4～6年生：月額6,000円
- ※利用料は基本金額を示しています。登録形態やサービス加算によって金額が異なります。
 ※利用料の軽減制度があります（要保護・準要保護世帯および兄弟で通常利用している世帯が対象）。
 ※申し込みや詳細は、各児童クラブに直接ご連絡ください。

施設名	蚕桑っ子クラブ	鮎っ子クラブ	エンゼル イン しらたか	（仮）東根小学校 児童クラブ
設置場所	蚕桑地区コミュニティセンター内	白鷹町子育て支援センター内	愛真こども園	東根小学校
申込電話番号	☎87-1188	☎87-0084	☎85-3160	☎86-0212
開所時間	月～金曜日	下校時間～午後7時		
	土曜日	午前7時～午後7時		
学校代休 長期休暇	日曜日、祝日、お盆、 年末年始	日曜日、祝日、お盆、 年末年始	日曜日、祝日、年末 年始	日曜日、祝日、お盆、 年末年始

※令和3年度から東根小学校区内のクラブは公設民営となります。

【問い合わせ】健康福祉課子育て支援係 ☎86-0212

■冬の高齢者支援制度(雪はき、雪下ろし)のご案内

冬でも安心して生活を送ることができるよう、町では次のような支援制度を行っています。ぜひご利用ください。

☑高齢者世帯等雪はき支援事業

自力で除雪ができない世帯に對して除雪支援を行います。

●条件

次いずれかに該当する町民税非課税世帯

①65歳以上の高齢者世帯

②身体障害者手帳1〜4級該当の障がい者のみの世帯

③療育手帳の交付を受けている障がい者のみの世帯

④精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者のみの世帯

⑤上記の各号に該当する方のみで構成されている世帯

●内容 住居の出入り口から生活道路に出るまでの除雪

☑高齢者世帯等雪下ろし費支給事業

自力で雪下ろしができない世帯に對して雪下ろし費用を支給します。

●条件

高齢者世帯等雪はき支援事業と同じです。ただし、生活保護受給者は対象外となります。

●給付

住居の雪下ろし1回あたり1万8千円を上限として年度内に3回まで

※ご親族等から除雪の支援(金銭的な支援を含む)を受けられる方は、支援の対象外となります。

【問い合わせ】

健康福祉課福祉係

☎ 86-0111

■令和3年新春賀詞交歓会 中止のお知らせ

令和3年新春賀詞交歓会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が懸念されることから、参加者および関係者の安全を第一に考え、中止の判断をさせていただきます。

ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

【問い合わせ】

商工観光課商工振興係

☎ 87-0696

障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくろう

— 12月は「山形県障がい者差別解消強化月間」です —

白鷹町では今年4月1日に『白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例』を制定し、障がいを理由とする差別を無くし、障がいの有無にかかわらず、すべての町民がお互いに支え合いながら、生き生きと安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

条例のポイント①「障がいを理由とする差別の禁止」 《差別の例》

- ◇車いすを利用していることや、補助犬を連れていることを理由に、入店を拒否する。
- ◇サービス提供に際し、介助者の付き添いなどの条件を付ける。

やむを得ない理由もなく障がいがあるというだけで障がいのない人より不当な扱いをすることは禁止されます。

「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含みます。）その他の心や体の動きに障がいがある人で、そのことから日常生活や社会生活に、相当な制限を受けている方です。

条例のポイント②「合理的配慮の提供」 《配慮の例》

- ◇聴覚障がいの人に筆談で伝えたり、視覚障がいの人に書類を読み上げて内容を伝える。
- ◇知的障がいのある人に理解しやすいよう、わかりやすい表現にする。
- ◇精神障がいのある人に働きやすいよう、職場環境や勤務条件を柔軟に変更する。

障がいのある人が困っているときや配慮を求められたときに、過度な負担にならない範囲で、その特性に合わせた必要かつ適切な変更や調整を行うことが合理的配慮の提供です。

やむを得ず対応できないときは、理由や事情を説明する必要があります。

【相談・問い合わせ】健康福祉課福祉係 ☎ 86-0111